

鳥取県中部圏域がん対策推進会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県中部圏域がん対策推進会議（以下「推進会議」という。）に関し、運営に必要な事項を定めるものである。

(調査・審議する事項)

第2条 推進会議は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項について調査・審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) がん予防の推進やがん検診受診率向上に向けた具体的取組に関する事項
- (2) がん予防の推進やがん検診等の現状と課題に関する事項
- (3) その他がん対策推進のために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員14人以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、調査・審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 推進会議は、中部総合事務所長が、会長の同意を得て招集し、会長がその議長となる。
- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 推進会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、中部総合事務所福祉保健局健康支援課内に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、推進会議が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に委員である者の任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月14日から施行する。

第2条…鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1

名称	調査審議する事項
鳥取県中部圏域がん対策推進会議	地域に密着した医療及び検診体制、受診率の向上その他の地域の特性に応じたがん対策の推進に関する事項

